

大田区総合体育館特定天井改修その他工事による施設の供用停止について

1 背景・理由

区は、平成23年の東日本大震災での天井の落下被害を踏まえた平成25年の国の告示を経て、「区立施設における特定天井耐震化対策基本方針（平成29年11月17日付け29企整発第10434号区長決定）」（以下、「基本方針」という。）を策定し、更なる安全性の確保に向け特定天井耐震化対策を進めている。

大田区総合体育館は、基本方針のなかで特定天井耐震化対策が必要とされている9施設のうちの1つとなっており、特定天井に該当しているメイン・サブアリーナ及び屋外ピロティの天井改修工事を行う必要がある。また、アリーナの床研磨・塗装工事や照明改修（LED化）工事も合わせて実施し、利用者の利便性向上を図っていく。

なお、工事が長期間となることから、以下の期間、大田区総合体育館の全施設を原則供用停止とする。

2 供用停止期間

令和6年4月1日から12月27日まで（予定）

3 供用停止期間の周知時期及びその方法

大田区総合体育館条例施行規則第2条第2項により、興行利用等は2年前から予約が可能であることから、供用停止する2年前から利用者への周知を図っていく。なお、周知を以下の方法で実施する。

- (1) 区ホームページ（令和4年3月）
- (2) 大田区総合体育館指定管理者ホームページ（令和4年3月）
- (3) 大田区総合体育館施設内掲示板（令和4年3月）
- (4) 区報（令和5年3月21日号）